

一宮市地域密着型サービスにおける運営推進会議及び介護・医療連携推進会議設置運営指針

第1 趣旨

この指針は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）に基づく運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「会議」という。）について、地域密着型サービス事業所の適正な運営に資するとともに、サービスの質の確保と向上を図るため、会議の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、本指針においては、地域密着型サービスに地域密着型介護予防サービスに関するものを含むものとする。

第2 設置及び開催頻度

1 会議は、次の各号に掲げる会議の種別ごとに、当該各号に定めるところにより設置し、開催するものとする。

(1) 運営推進会議

ア 設置が必要な事業所又は施設（以下「事業所等」という。）は、次の事業を実施する事業所等とする。

- ① 指定地域密着型通所介護
- ② 指定認知症対応型通所介護
- ③ 指定小規模多機能型居宅介護
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護
- ⑤ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑥ 指定看護小規模多機能型居宅介護

イ 開催頻度

概ね2か月に1回以上とする。ただし、①、②の事業所等については、概ね6か月に1回以上とする。

(2) 介護・医療連携推進会議

ア 設置が必要な事業所は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する事業所とする。

イ 開催頻度

概ね6か月に1回以上とする。

2 会議は、利用者のプライバシーを確保する観点から、原則として事業所等の単位で設置するものとする。ただし、同一法人が運営する複数の事業所等が併設等されている場合には、一つの会議によることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号を満たす場合に、複数の事業所等の合同開催を認めるものとする。

- (1) 利用者及び利用者の家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- (2) 同一の日常生活圏域内に所在する事業所等であること。
- (3) 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議や介護・医療連携推進会議

の開催回数の半数を超えないこと。(第2の1の(1)のアの①及び②の事業を行う事業所は除く。)

(4) 外部評価を行う運営推進会議や介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。

第3 委員等

1 会議の構成員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる会議の種別ごとに当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 運営推進会議

委員は、次の①から④までの各分野から1人以上の者で構成し、合計4人以上とすること。

- ① 利用者又は利用者の家族
- ② 地域住民の代表者(町内会の役員、民生委員又は老人クラブの代表等をいう。(2)において同じ。)
- ③ 当該サービスについて知見を有する者(高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等をいう。(2)において同じ。)
- ④ 市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員

なお、②地域住民の代表者が③当該サービスについて知見を有する者を兼ねることを妨げないものとする。

(2) 介護・医療連携推進会議

委員は、次の①から⑤までの各分野から1人以上の者で構成し、合計5人以上とすること。

- ① 利用者又は利用者の家族
- ② 地域住民の代表者
- ③ 地域の医療関係者(地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等をいう。)
- ④ 当該サービスについて知見を有する者
- ⑤ 市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員

なお、②地域住民の代表者が④当該サービスについて知見を有する者を兼ねることを妨げないものとする。

2 会議の事務局は、当該事業者や事業所等の職員が務めるものとする。

第4 開催場所

会議は、原則として当該事業所等で開催するものとする。ただし特別の事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合は、この限りでない。

第5 会議の開催

1 会議は、第3の1の(1)については、①利用者又は利用者の家族、②地域住民の代表者及び④市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員の出席により成立するものとする。また、第3の1の(2)については、上記に加え、③地域の医療関係者の出席により成立するものとする。

2 会議においては、次の内容を協議するものとする。

(1) 第2の1の(1)のアの③及び⑥の事業を行う事業所は、通いサービス、宿泊サービス

及び訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

(2) 上記以外の事業を行う事業所等は、活動状況を報告し、会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

第6 記録及び公表

1 事業所等は、会議終了後速やかに会議で協議された内容（活動状況報告と評価、委員からの要望、助言等）についての記録を作成し、公表しなければならない。なお、公表に当たっては、個人情報の取扱いには十分注意しなければならない。

2 事業所等は、会議の記録文書を会議の完結の日から5年間保存しなければならない。

第7 個人情報の保護等

会議での議論や会議資料、会議録等の文書の作成にあたっては、利用者の個人情報に十分配慮するものとする。また、委員は会議等において知り得た個人情報等を漏らしてはならず、委員を退いた後においても同様とする。

付 則

この指針は、平成26年2月28日から施行する。

付 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和8年2月1日から施行する。